

## 卒業要件

学則 第29条（卒業） 学校長は、本校に3年以上在学し、第25条に定める授業科目を履修し、

102単位以上を修得した者について卒業を認定する。

2 学校長は、書式第1号により、卒業証書を授与する。

3 前項の卒業証書を授与された者には、学校長は、書式第2号により、専門士（医療専門課程看護学科）の称号を授与する。

4 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、卒業を認めないものとする。

学校運営会議にて、卒業認定を行う